

総合福祉学部社会福祉学科の求める教員像および教員組織の編成方針

本学の求める教員像および教員組織の編成方針に則り、社会福祉学科の求める教員像および教員組織の編成方針を以下のとおり定める。

1. 社会福祉学科の求める教員像

(1) 教育上の能力

建学の精神「行学一如」、教育の理念である「自利・利他円満」を踏まえ、社会福祉学科の「学位授与の方針」、「教育課程編成の方針」、「入学者受入れの方針」を理解する者。その上に、社会福祉領域の実践に活かすことのできる教育、研究ができ、その専門的な能力を広く社会に貢献できる能力を有する者。

(2) 研究業績

社会福祉学の研究領域の特性に合致し、また実践に活かすことのできる研究業績を出すことができる者。また、自らも社会福祉関連領域での実践活動を行うことのできる者。

(3) 組織における役割

学内での他教職員との協力関係を持てるだけに限らず、社会貢献の観点から地域社会・他機関との確かな連携ができ、優れた人材を養成するための組織運営を行うことのできる者。また、社会福祉実践においては実習指導等を通じ、地域の多機関との連携もふまえ、組織運営を行うことのできる者。

(4) 実践・研修・研鑽

自らが実践および研究に取り組み、訓練・研鑽を積むとともに、教育者としてFD（ファカルティ・ディベロップメント）研修を通じて、実践、研究および教育の資質・能力の向上に努めることができる者。

また、社会福祉士等専門職養成課程にかかわる者は、継続的に、各団体等が開催する研修、講習会等において、その基準を満たすだけでなく、教育能力を向上させることができる者。

2. 社会福祉学科の教員組織の編成方針

2-1 教員配置

(1) 基準

大学設置基準ならびに社会福祉士等の資格課程における関連法令に求められる基準に則った専任教員配置を行う。

(2) バランス

社会福祉学科に在籍する学生数に比して適正な人数の教員を配置するとともに、専門領域、職位・年齢・性別・のバランスを考慮し、適切な教員を配置する。

(3) 多様性

広く国内外に人材を求め、また、社会福祉実践の現場にも目を向け、特に男女共同参画の

観点から性別に偏りのないよう、多様な人材を配置する

2-2 教員人事

(1) 募集・採用・昇格

十分な透明性と公平性を確保し、募集・採用にあつては、上記の「求める教員像」に適うか否かについて厳正な審査を行うとともに、昇格にあつては、任用規定に基づき適切に行う。

(2) 適合性

科目担当者としての適合性、および資格課程担当教員としての適合性については、教育課程編成・実施の方針、および関連法令上の基準に基づき、かつ、教育・研究上の実績を踏まえ、厳正に審査し、相応しい教員を採用する。

2-3 教育内容の改善のための組織的な研修等

(1) 社会福祉学科 FD 等の企画・運営を行い、それらを通じて、各教員および教員組織としての活動全般に関わる能力の開発を行う。

(2019年4月1日)